

建設契約書

(General Conditions of Contract for Construction Works)

における設計変更と契約変更について

1. 設計変更および契約変更の対象

(1) 設計変更

建設契約履行中の「設計変更」を建設契約書の規定に即して分類すると以下のとおり。

1) 施工条件が異なったための設計変更（建設契約書 Sub-Clause 10.1、10.2）

設計図書に示された条件と現場条件が異なっていた場合や法律等の改正等により施工条件が影響を受ける場合等において、設計図書を変更し、それに伴い契約金額の増減や履行期限の変更を行うことができる旨、規定されている。

また、設計図書の変更を伴わない契約金額や履行期限の変更についても規定されている。

2) 施主の発議による設計変更（建設契約書 Sub-Clause 10.3）

プロジェクトの基本構想・計画を損なわない範囲において、施主が設計変更を求めることができる旨、規定されている。

(2) 契約変更

建設契約履行中に発生しうる「契約変更」はおおよそ以下の通り。これらの「契約変更」は必ずしも設計変更に起因しない。

1) 不可抗力による契約変更（建設契約書 Sub-Clause 17.5）

契約当事者双方が債務不履行の責任を逃れることができる「不可抗力」事態が発生した場合、これに伴い生じたコントラクター側の負担（保険で補償される部分を除く）について、施主の負担を求めることが検討できる旨、規定されている。本件は、必ずしも設計図書を変更するという意味での設計変更ではないが、契約変更となる事例となる。

2) 契約解除（建設契約書 Sub-Clause 13.4、14.5、17.7）

契約解除には、施主によるもの、コントラクターによるもの、及び不可抗力によるものの3つが規定されているが、いずれも工事進捗状況を査定するなどのプロセスを経て、支払額が確定される旨、規定されている。本件も、必ずしも設計図書を変更するという意味での設計変更ではないが、契約変更となる事例となる。

3) コントラクターのクレームによる契約変更（建設契約書 Sub-Clause 18.2）

上述（1）、（2）1）および2）の事項等、その他建設契約書に規定されているものを除き、コントラクターが契約金額の増額又は履行期限の延長を認められるべきと考える場合に、クレームが提出できる旨、規定されている。

(3) 設計変更および契約変更に伴い追加経費が発生する場合

これらの設計変更および契約変更に係る追加経費について無償資金を使用する場合は、施主が G/A に基づき JICA の事前同意を得る必要がある。なお、設計変更（スコープカット等を含む。）に伴い、契約金額を減額する必要がある場合にも、しかるべき手続きの上、契約変更を行う必要がある。

2. 設計変更の具体的手続き

(1) 施工条件が異なったための設計変更（建設契約書 Sub-Clause 10.1、10.2）

施工条件が異なったために設計変更を要する状況が生じた場合、コントラクター及びコンサルタントは、建設契約書 Sub-Clause 10.1 に従って以下の通り手続きを行う。コンサルタントは、建設契約書に定める設計変更手続きに関し、コンサルタント契約に基づき施主を支援する。

- 1) コントラクターは、設計変更の必要があることを直ちにコンサルタントに書面により通知する。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)）
- 2) コンサルタントは、上記通知を受けた後、直ちに調査（Search for Modification）を行い、調査開始をコントラクターに通知し、協議（consultation）を行う。同時に、設計変更に要する経費の負担方法を含めて施主との協議を行う。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(2)）
- 3) コンサルタントは、調査終了後 14 日以内（又はコンサルタントとコントラクターが同意した期限以内）に同結果をコントラクターおよび施主に通知する。コンサルタントの調査結果通知には以下の項目を含む。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(3)）
 - ① 建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)に掲げる事項の事実認否
 - ② 建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)に従い仕様又は図面の変更の要否、および必要な手続きに関する指示
 - ③ G/A Schedule 2 Section 4 JICA's Review に定める JICA による同意（concurrence）取付の要否
 - ④ 履行期限延長および契約金額変更の要否に関する提案（建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)に掲げる事項がコントラクターの責によらない場合）
- 4) コントラクターは、コンサルタントの調査結果に対して、以下の事由により異議申し立てを行うことができる。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(4)）
 - ① あらゆる合理的な努力（all reasonable efforts）をしても、仕様又は図面の変更に要する資材（Goods）を入手できない場合。
 - ② 仕様又は図面の変更が契約金額、施工結果、進捗に大幅な変更（substantial change）をもたらす場合。
- 5) コンサルタントは、コントラクターより異議申し立てがあった場合、調査結果の見直し・取下げ・変更を行う。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(4)）
- 6) コンサルタントは、調査の結果および Sub-Clause 10.1(4)によるコントラクターからの申し立てを踏まえ、仕様又は図面の変更が必要であると決定した場合、建設契約書 Sub-Clause 5.1(9)に基づく施主による承認を得た上で、仕様又は図面を変更するとともに、履行期限延長および契約金額の変更に関する詳細を決定し、コントラクターに必要な指示を行う。（建設契約書 Sub-Clause 10.1(5)）
- 7) なお、コントラクターは、建設契約書 Sub-Clause 10.2 に基づき、以下のすべての条件を満たす場合には、仕様又は図面の変更を伴わなくとも、建設契約書 Sub-Clause 10.4 に基づく履行期限の延長、または建設契約書 Sub-Clause 10.5 に基づく契約金額の変更を求めることができる。建設契約書 Sub-Clause 10.1 (1) (a) ~ (c) の状況が認められ、コントラクターの指摘を起点とする手順により必要と認められた場合には適切に契約金額の変更を行うものとする。
 - ① コンサルタントがコントラクターに対し、調査（Search for Modification）の結果、仕様又は図面の変更は必要ないと通知した場合。
 - ② 建設契約書 Sub-Clause 10.1(1)(b) または (c)（以下）に該当する場合。

- ✓ 施工にかかる現場の実際の物理的条件または当該国の法令が仕様又は図面に示された条件と異なる場合
- ✓ 現場の物理的条件または当該国の法令に関して予期せぬ特殊な変化が生じ、現場での施工に具体的影響が生じる場合

③ 実質的な工期の遅延や追加負担が発生した場合。

(2) 施主の発議による設計変更（建設契約書 Sub-Clause 10.3）

施主は、調達ガイドラインに定める設計変更が可能なケースに限り、コンサルタントと協議の上、コントラクターに対し設計変更を求めることができる。その場合の手続きは、上記（1）の2）～6）と同様の手続きとなる。

(3) 設計変更に伴う契約金額の変更

建設契約書 Clause 10 Modification に基づく契約金額の変更を行う場合は、建設契約書 Exhibit 10.5 に従って合意された単価によるものとする。単価合意の具体的方法は、「予備的経費の運用手順等に係るマニュアル」（2016年6月2日、JICA）によるものとする。

3. 契約変更（履行期限延長・契約金額変更）の具体的手続き

コントラクターは、建設契約書 Sub-Clause 10.4 および Sub-Clause 10.5 に基づき、以下のような場合に履行期限の延長および契約金額の変更を要求することができる。なお、以下は、前項2. で記した設計変更以外の場合に生じる契約変更（履行期限延長および契約金額変更）の手続きについて述べる。

(1) 履行期限の延長を要求できる場合（建設契約書 Sub-Clause 10.4）

2. のほか、コントラクターの責に拠らない以下のいずれかの事情により工事完了が遅延する場合、コントラクターは、コンサルタントに対し履行期限の延長を求めることができる。

- 1) 当該契約の建設契約書で定める条件により、履行期限延長の権利が認められる場合
- 2) 例外的な悪天候（exceptionally adverse climatic conditions）となった場合
- 3) 感染症の発生や政府の措置により、予見不可能な作業員や資材の不足が生じた場合
- 4) 発注者や発注者の被雇用者、または発注者が契約する他のコントラクターの責による遅延、妨害、停止があった場合

(2) 契約金額の変更を要求できる場合（建設契約書 Sub-Clause 10.5）

2. のほか、コントラクターの責に拠らない事情により追加の費用や損害が生じ、当該契約の建設契約書で定める条件に基づき契約金額の変更を求める権利があると考えられる場合、コントラクターは、コンサルタントに対し契約金額の変更を求めることができる。

コントラクターが履行期限の延長および契約金額の変更を要求する場合、具体的手続きは以下の通り。（建設契約書 Sub-Clause 18.2）

- 1) コントラクターは、直ちに、少なくとも当該クレーム事項に気が付いてから28日以内に、クレームをコンサルタントに書面により通知する。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(1)）
- 2) コントラクターが上記期限内に通知を行わなければ、コントラクターはクレームの権利を失う。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(2)）
- 3) コントラクターは、クレームの内容を説明する資料及びその他契約に基づき求めら

- れている資料を提出する。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(3)）
- 4) コントラクターは、クレームに関連する可能性のある施工現場の工事記録を保管する。また、必要に応じ、コンサルタントの検査を受ける。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(4)）
 - 5) コントラクターが当該クレーム事項に気が付いてから 42 日以内又はコンサルタントが認めた期限内に、コントラクターは、コンサルタントに対しクレームの詳細を説明する資料を提出する。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(5)）
 - 6) 上述の詳細説明資料を受領してから 42 日以内又はコントラクターが認めた期間内に、コンサルタントは建設契約書 Sub-Clause 5.5（協議及び裁定）に基づき裁定を行う。なお、ここでコンサルタントの権限は、契約金額の変更については「協議及び調整」（coordinate and reconcile）（Sub-Clause 5.5(1)に基づく）、履行期限の延長については裁定（determine）（Sub-Clause 5.5(2)に基づく）となる。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(6)）
 - 7) 本条項の手続きによらなければ、履行期限の延長や契約金額の変更は認められない。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(7)）
 - 8) コントラクターのクレームが施主の瑕疵等によるものの場合、コンサルタントはクレームの進捗状況を適切に JICA に報告する。（建設契約書 Sub-Clause 18.2(8)）

以上